

行政視察等報告書

令和 7 年 8 月 6 日

境港市議会
議長 永井 章 様

経済厚生委員会
委員長 吉井 巧

下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

記

1 視察等期間	令和7年7月29日（火）～31日（木）
2 視 察 等 先 及 び 内 容	川崎市役所「未来あんしんサポート事業について」 大和市役所「おひとりさまなど終活支援事業について」 座間市役所「座間市における公立保育園の民間移行について」 鎌倉市役所「保育園民営化について」
3 視察等議員	委 員 長 吉井 巧 副委員長 柊 康弘 委 員 田口 俊介 米村 一三 荒井 秀行 松本 晶彦
4 総 経 費	合計（6名）405,227円 一人当たり67,537円 （合計額には欠席委員（1名）に伴うキャンセル料22,680円を含む） ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 所 見 等	別紙のとおり

令和7年7月29日（火）13：30～15：00

視察先対応者：

【川崎市役所】

長寿社会部高齢者在宅サービス課 課長 芦川 了一 氏

【川崎市社会福祉協議会】

川崎市あんしんセンター終活支援担当 菅 茂生 氏

内 容：神奈川県川崎市 「未来あんしんサポート事業」について

1、「未来あんしんサポート事業」の3つのサービスサポート

1) 生前見守り

電話や訪問等の定期確認により、健康状態やご希望内容に変更がないか確認している。また、希望に応じてボランティア活動、介護予防教室、ミニディ（食事会）など様々な事業を紹介する。必要に応じて成年後見制度もご案内する。

2) 遺言作成・執行

相続のことで困らないよう公正証書遺言の作成を支援する。作成に当たっては、遺言執行者になってもらうことを含め弁護士や司法書士を紹介する。

3) 葬儀・埋葬

葬儀・埋葬について頼れる親族（子どもや孫等）がいない高齢者を支援。預託金を預かり希望に沿った葬儀・埋葬を行う。

※以上のサービスを社会福祉法人川崎市社会福祉協議会に委託して事業を実施している。

2、実施しているサービスの内容について

1) 定期確認等のサービスについて

月に1回の電話での確認と6か月に1回の訪問サービス

2) 葬儀・埋葬等のサービスについて

希望に沿った葬儀・埋葬の実施と各種届出

3) 遺言作成及び執行サービスについて

遺言作成支援と遺言の執行

※その他にも契約者に別途有償で提供するサービスとして以下の項目がある

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ○書類等預かり | 預金通帳、土地家屋権利証書、実印、印鑑登録証など |
| ○通院・通所支援 | 自宅から医療機関や施設までの付き添い |
| ○入院・入所支援 | 入院・入所の手続きと当該施設への付き添い |
| ○退院・退所支援 | 退院・退所の手続きと自宅までの付き添い |
| ○支払代行サービス | 事前に預託金として預けて頂いて出金・支払いを代行する |
| ○転居手続き支援 | 市内転居の際に転居の手続きを代行する |

3、利用できる人は以下のとおり

- 川崎市内在住で原則 65 歳以上であること
- 葬儀や埋葬を行える親族がいないこと
- 生活保護を受けていないこと
- 葬儀・埋葬に必要な預託金を納められること
- 入会金、年会費、事務管理費を納められること
- 公正証書遺言により遺言執行者を指定できること（費用が必要）
- 親族間の相続等について紛争がないこと
- 契約能力があること

4、このサービスを利用するには下記の費用が必要である

- 1) 入会金 20,000 円 （介護保険料第 3 段階の人は 10,000 円）
- 2) 年会費 9,600 円
- 3) 預託金 60 万円以上が必要
 - A 遺言執行報酬の充当分 30 万円
 - B 葬儀・埋葬費用として 30 万円（30 万円未満でおさまる）
 - C 希望によりその他の支払費用（入院費等を 1 万円単位で預かる）
- 4) 事務管理費
 上記預託金の B と C の合計金額の 10%となる

※別途有償で提供するサービスは利用に応じて負担額が加算となる。

所 感：

高齢で親族等がおられない方にとっては、安心できる事業であると感じたところである。人口 153 万人の規模の川崎市で、「未来あんしんサポート事業」を利用する相談件数が年間で 300 件程度とのことであることから、本市で事業として取り入れる際には需要予測を正確に実施することが必要であるとともに、新たな事業として採用した場合は要員の手立ても当然必要となると考えられる。

【報告者：米村 一三】

令和7年7月30日（水）10：00～11：30

視察先対応者：

【大和市役所】

あんしん福祉部 人生 100 年推進課

おひとりさま施策推進係 係長 旅井 崇孝 氏

内 容：「おひとりさまなどの終活支援事業について」

大和市は神奈川県ほぼ中央に位置し、27.09 ㎢の面積に対し人口は約 24 万

5,000人。65歳以上の高齢者人口は約59,000人で高齢化率23.9%と低い、65歳以上の一人世帯は約15,660世帯と、市内高齢者のおよそ4人に1人が一人暮らし。こうした背景もあり、当初、高齢の「おひとりさま」が抱える、葬儀・納骨・財産整理などの将来の不安を解消するため、必要な支援を検討し、2016年7月に福祉施策のひとつとして「葬儀生前契約支援事業」を、身寄りのない単身者、不動産を有していない、預貯金100万円程度以下、月収概ね16万円以下の方を対象に生活支援課でスタート。

事業開始から約2年後の状況は、相談件数168件に対し事業登録者は1人で、相談も当初想定した対象以外からの相談が多かったことから、2018年6月に所管を健康福祉総務課に移管し、「おひとりさまなどの終活支援事業」としてリニューアル。資産や世帯状況などの条件を撤廃し、終活など将来の不安を抱えるすべての市民を対象とした。

その後の主な取り組み

- ・2019年2月に「これ一冊あればひとり暮らしも安心！～生活お役立ちガイド」の発行（これまでに3万部発行）
- ・2021年4月「おひとりさま政策課」の創設
- ・2021年7月「大和市終活支援条例」施行
- ・2022年6月「大和市おひとりさま支援条例」施行
- ・2024年4月人生100年推進課「おひとりさま施策推進係」に再編
- ・2025年4月終活登録事業「ツナグ」として終活登録制度をリニューアル

この中でも「大和市終活支援条例」については、2016年からの終活支援を通じ、市民の終活への関心の高まりを実感するとともに、関心はあっても実際終活の準備ができていないことや、終活支援は長期に渡る支援が必要だが、拠り所となる法令がないなどの課題が明らかになったことから、長期的かつ継続的な取り組みには市だけでなく、市民や事業者、関係機関が一丸となり、施策を推進する必要がある、基本理念や市民、事業者等の役割を明確に位置付けるものとして、2020年11月に条例化に向け動き始め、2021年6月には上程し、同7月1日に施行した。

この条例は、コロナ禍での施行でもあり、広報誌やチラシ、ポスターを通じた周知が主体であったが、全国初の条例ということもあり、多くのメディアに取り上げられ、市民からの相談件数も増加するなどの反響もあった。

大和市の主な取り組みは、「おひとりさま施策推進事業」に位置付けられており、その中で終活支援条例を根拠とした「終活支援事業」とおひとりさま支援条例を根拠とした「おひとりさま支援事業」となっている。

『終活支援事業』（終活支援条例）

- | | |
|-------------------|---|
| ① 終活相談（終活コンシェルジュ） | } ①～③は「おひとりさまなどの終活支援事業」
厚労省モデル事業になっている |
| ② 葬儀等生前契約支援 | |
| ③ 終活登録事業「ツナグ」 | |
| ④ エンディングノートの発行 | |

⑤ 終活イベント

『おひとりさま支援事業』（おひとりさま支援条例）

⑥ 終活カフェの開催

⑦ 生活お役立ちガイドの発行

⑧ おひとりさまアンケート

「おひとりさまなどの終活支援事業」となっている3つの取組みは以下のとおり。

・【終活相談（終活コンシェルジュ）】

ひとり暮らしの困りごとや葬儀、納骨、財産整理など将来の不安への相談などを包括的に受け止め、助言や情報提供を行い、各関係機関につなぐ支援。

・【葬儀等生前契約支援】

権利擁護や死後事務など専門的な課題に対し、県の司法書士会や市内葬祭事業者等と連携し生前契約を支援。

・【終活登録事業「ツナグ」】

葬儀等生前契約や緊急連絡先などの情報を市に登録。市が終活登録カードを発行し、万が一の際に登録情報を開示。生前の安否確認、親族や死後事務委託者等へ死亡事実の連絡、葬儀生前契約の履行確認等を実施。

これらの事業の対象者は、ひとり暮らしの困りごとや終活など将来に不安を抱える市民とし、経済的な状況や親族の有無は問わない。終活登録事業「ツナグ」の登録は、65歳以上のひとり暮らし又は夫婦など二人暮らしとなっている。

利用者からは、「ひとり暮らしでもあり、いざという時のことが決められてとても安心した」「夫婦二人暮らしだが、二人とも元気なうちに、なかなか話しづらい葬儀のことなどを話すきっかけになり、早めに準備できてすっきりした」との声があり、将来への「安心」が「その後」の生活・活動の充実につながっている。また、これまで3万部を発行した「生活お役立ちガイド」も、高齢の一人暮らしの方が不安や疑問に思うことについて対応方法や相談窓口を、4コマ漫画を用いながらわかりやすく紹介する内容で、普段、福祉とつながっていない層へのアプローチとなっているとのこと。その他、終活フェアや終活カフェ、終活映画の上映会などの「終活イベント」にも力を入れている。

成果と課題については、相談件数は年々上がっている。終活登録の件数は相談件数に比べて多くはないが、毎年一定数の登録がある。また、「令和6年度 大和市介護予防アンケート」の結果からは、令和2年度のアンケート結果と比較して、終活について関心を持つ層は増えている。一方で、終活の準備をしている割合は同程度であり、関心層から準備層への移行を促す一層の工夫が必要である。

所 感：

大和市における終活支援は、事業を外部委託せず、市の内部で対応することで横の連携が密になり情報の蓄積も計られる利点があります。また、各関係機関との契約や専門課題の相談は、あくまで当事者（市民）と事業者などが行い、市は

包括的な相談や安否確認、助言などを行うため、予算規模も冊子の発行経費や人件費など 100 万円程との事でした。

本市においても、高齢者の増加と高齢者中心の世帯増の状況を考えた時、このような事業の必要性は高まっていると考えます。大和市の担当者からは、「もし、始めるなら、終活登録事業などをいきなり始めるのではなく、まずは相談窓口の設置から始めて、市民のニーズを整理し、市としての取組みの『核』をつくることが重要」と、アドバイスをもらいました。

さらに、「トライ＆エラーは必要」とも言われており、実際、大和市でも当初の事業制度設計を変更、担当部署の移行などを経ています。本市においても、まずは「終活」に関する意識啓発と相談窓口の設置などから終活支援事業の取組みを始めてみてはどうかと思うところです。

【報告者：田口 俊介】

令和7年7月30日（水）14：00～15：30

視察先対応者：

【座間市役所】

こども未来部長兼福祉事務所所長 山本 浩由 氏

こども未来部 保育・幼稚園課 課長 田崎 徳久 氏

内 容：「座間市における公立保育園の民間移管について」

座間市には、公立保育園 7 園・小規模保育施設、幼稚園型認定こども園を含む私立保育等が 26 園 が在園し、民間移管済みが令和 5 年と令和 6 年に 2 園、今後の民間移管の予定は、令和 10 年に 1 園、時期検討中が 1 園である。

待機児童数は令和 2 年度 69 名、令和 5 年度 50 名で待機児童の約 9 割は 3 歳児未満が占めている。令和 6 年度には、民間移管による定員増と、待機児童数の多い地域に市内私立保育園の分園の整備を進め、待機児童数 30 名、令和 7 年度は、市内私立保育園の分園及び小規模保育施設を整備予定とし、現状での待機児童数は 25 名である。

公立保育園は、整備から 40 年以上経過した施設が多く、建替えや大規模修繕が必要な時期を迎え、実施には多額の費用も必要となる事、人口減少、少子高齢化による社会情勢の変化に伴う保育ニーズへの対応、休日保育、病児・病後児保育等、特別保育への対応が求められる状況があり、より一層の市民サービスの向上と効率的な行政運営と待機児童の早期解消を目的に、柔軟な保育サービスの提供や、多様化への対応が期待され、老朽化した園舎の建替えにあたり、事業者の整備に対して補助金を活用、財政負担を軽減。直営に比べ、ランニングコストが削減でき、賃借料として歳入を得られる民間移管を進めている。

公立保育園は、医療的ケア児等、支援が必要な児童を受け入れること、災害時の対応等、一定数公立保育園を残し、民間移管を行う方針と説明があった。

説明後に、令和4年度に移転新築し令和5年度に民間移管を行った「緑ヶ丘保育園」を現地視察した。

新園舎は、1階に未満児、2階に以上児クラスと別れており、目の行き届きやすい保育現場の構造で、定員数も60人から90人と増員でき、併せて病児保育及び休日保育、一時預かりの受入もできるようになっていた。特にデッドスペースの活用も子ども視点の工夫があり、子どもたちが通いたくなる園舎であった。民設民営のため、市独自による大規模改修に比べ1/4のコストで建設できたとのこと。

所 感：

本市では、行政の効率化を目的に平成25年度に2園の公立保育所を一貫施設に転用し、建物は無償譲渡、土地は無償で貸付けにより民間委託をしています。

現在、公立保育園が渡、上道、中浜の3園体制を維持しており、上道、中浜は一貫保育に必要な施設改修と空調、トイレ、調理施設などの改修を終え、渡は増員と病児保育対応を伴う新築建替え整備を実施しています。

今後、民間委託に際しては、少子化傾向の中で、民間の特色ある保育に期待をするとともに、私立保育施設とのバランスが重要と考えます。

そして築後40年、老朽化している休日保育を担う幸神町の地域子育て支援センター、竹内町にあるこども支援センターは、子育てに重要な施設であり、今後、存続を踏まえ、最善の計画を期待しています。

【報告者：松本 晶彦】

令和7年7月31日（木）10：00～11：00

視察先対応者：

【鎌倉市役所】

こどもみらい部	保育課	課長	福士 学 氏
こどもみらい部	こども支援課	担当課長	平井 豊一 氏
こどもみらい部	こども支援課	担当係長	若木 裕彰 氏
こどもみらい部	こども支援課	岡本 直樹 氏	

内 容：「保育園民営化について」

鎌倉市では平成18年度に「鎌倉市立保育園民営化計画」を定め、8園ある市立保育園を5行政地区にそれぞれ1園とし残り3園を民営化する方針とされた。

平成20年度・24年度に1園ずつ民営化し建物を無償譲渡、土地は無償貸付されている。また、29年度には2園を統合し新たな施設を建設された。30年度には「鎌倉市拠点保育所整備方針」を定め、令和6年に1園の公私連携化を図られ、建物を無償譲渡後に解体・建替、土地は有償貸付されている。

※公私連携化とは、運営を民間事業者に移管するものの、協定に基づいて、市の関与が明確化されたもの

※鎌倉市は不交付団体のため、民間事業者へ譲渡後に解体・建替することで国・県からの補助金を受けることが可能となり財政負担の軽減が図られる。

今後は令和 10 年度に 1 園の公私連携化によって、拠点保育所の整備を予定しているとのことであった。

所 感：

今度の少子化の動向を鑑みて市全体で定員数のコントロールの必要性や、病児・病後児保育、特別支援保育などの在り方、公私連携化による財政削減、民間移管後の建物無償譲渡や土地有償貸付など、本市が今後直面する課題に大いに参考となる視察でした。

【報告者：柊 康弘】